

第 1 回 四万十町自治基本条例検討委員会

1 開催日時

平成 2 1 年 3 月 2 5 日（水）午後 6 時 0 5 分～ 8 時 2 5 分

2 開催場所

四万十町役場 3 階委員会室

3 出席者（敬称略）

・委員：1 4 名出席

山脇 峯一、八木 雅昭、伊与木 豊、山本 桓、長谷部 恵美
宮脇 晴信、林 長生、西原 真衣、井上 典子、山地 貢
奥宮 正洋、船村 覚、林 伸一、宮脇 昌子

・前田町長

・事務局：企画課 武内課長 敷地副課長、吉岡総括主幹、武田主幹
横山主幹

4 議事

（ 1 ）四万十町自治基本条例検討委員会の組織体制について

[委員長、副委員長選出]

委員長（ 1 名）副委員長（ 1 名）

（ 2 ）四万十町自治基本条例検討委員会 会則（案）について

（ 3 ）今後の進め方について

5 会議内容（要旨）

（ 1 ）四万十町自治基本条例検討委員会の組織体制について

四万十町自治基本条例検討委員会設置要綱第 5 条の規定に基づき委員長及び副委員長を互選する。

事務局より選任の方法について諮ったところ、「推薦による」との意見が出され、承認される。

【協議結果】

- ・委員長の適任者として山本 桓氏が推薦され、委員賛同のもと本人の承諾を得て、委員長に選任する。
- ・副委員長の適任者として八木 雅昭氏が推薦され、委員賛同のもと本人の

承諾を得て、副委員長に選任する。

委員長 1 名、副委員長 1 名の互選後、委員長、副委員長を各地区から 1 名選んでは、そのため副委員長を 1 名ではなく 2 名体制としてはどうか。

【協議結果】

要綱で規定されている事項であること、また、自治基本条例の検討を進めるなかで必要性が出てきたときは体制についても見直すということで、要綱どおり 1 名体制でいくこととする。

(2) 四万十町自治基本条例検討委員会 会則(案)について

事務局からの説明後、協議に移る。短い条文であるので、会則(案)全般についての協議とする。

合意がなされず採決により不採択となった少数意見の取り扱いについて。少数意見も尊重し、最終的に町長に提出する報告書等に反映させることを、本委員会は望むのか。

「事務局」

事務局としては、委員会の決定に従っていく。

「意見」

- ・合意が形成されないときは、併記若しくは、採決によるところになるが、できるだけ少数意見も尊重していきたい。
最終的に町が判断するにあたり、町は少数意見を尊重していくのか、採決事項を優先するのか、また、別の方法を見出すのか。その扱い方を、皆さんの意見を聞きながら町に申し入れていきたい。
- ・結論に至った、その背景のなかで出された(合意がなされなかった)少数意見をも反映すべきではないか。
- ・少数意見を併記することで報告書を見たとき、その結論に至る経緯(プロセス)がわかるものになる。
- ・現時点の協議で、そこまで決めておく必要があるのか。
- ・条例が交付されるまでには、多様な意見があったことも配慮したうえで、町が条例の議案を作成し、議会に提案されることになる。議会においても意見が出され、検討会の意見も参考にし、決議されるだろう。

【協議結果】

合意形成に最善の努力しながら会議は進めるが、どうしても意見の集約が困難な事例が出たときは、その時に論議し、「結論を見出しておくべきこと」「両論併記として残すべきこと」を判断し対応していく。弾力的に進めていく。

重要な会議となるが、委員の2分の1で会議が成立されるが、その人数で成立して良いのだろうか。

「意見」

- ・ 成立要件が低すぎるとの意見に賛成である。3分の2は必要ではないか。
- ・ 全員が集まることが好ましい。大勢の意見で決めていくことが望ましい。
- ・ 皆さん忙しい方々であり、会議日程は参加しやすい日の調整を事務局に配慮してもらいたい。
- ・ 委嘱された以上、相当の理由が無い限り欠席すべきではない。
- ・ 悪意に取れば、事務局が設定した日程によっては2分の1の参加、更に2分の1採決となれば4分の1の少数で決定されることとなる。
- ・ 委員が3分の2の出席が無いときには採決行為はおこなわないようにしてはどうか。
- ・ ただ、3分の2以上という規定だけでは不足と思われる。名簿に有識者と公募による者あるが、有識者の方の出席が少なかった場合、地域を代表する方からの意見が出にくいことになる。町全域に反映されるものになるなら、有識者の参加基準は高くするべき。例えば窪川地区の方が来られなかったときなど、その方の意見が有ると無いとでは違うことになる。
- ・ 次回の開催日を決めておくようにすれば、出席者の確保はできる。委員もこの会議には出席する意識をもてばよいこと。
- ・ 出席は2分の1、採決は3分の2ということもある
- ・ 採決権の成立しない会は、意味をなさない。整合性が無い。
- ・ あまり絞りきると会が流れる（例えば1名不足で流会）
- ・ 採決権があるかどうかと、採決をするかどうかは別問題と考えられる。

「事務局」

人数というか、会議の運営と思われる。合併協議を例にとると、その日に結論を出すことは基本的に無く、説明を受け、議論し次回に結論を出すようにしている。議長裁量、議事進行権でカバーできるのではないか。

(会議の成立) の但し書きは削除するのか

「意見」

- ・ 但し書きは、会の成立はしなくても議論を進めるということで、ここの思惑は、せっかく集まったのでいろいろな意見を出し合い、次の会議に引き継ぐということ。会議を無駄にしないといくことであり意味は理解できる。
- ・ 採決権の成立しない会は、会議として成立しない。
- ・ これを削除したほうが良い。
- ・ 条例づくりが目的ではない、この議論をとおして、住民自治について考えてもらうこと。また、協働のまちづくりの理念を互いに理解してもらうこ

とであり、せっかく集まれば意見交換しながら、次の会議に引き継ぐこと
いう、規定があっても良い。

- ・せっかく集まっても、成立しなければ 但し書きがなければ解散ということになる。
- ・お互いが議論しながら、また、住民の方に知ってもう、あらゆる方法を講
じながら条例をつくっていく姿勢が大切である。
- ・2分の1ギリギリの人数ということにはならないと思われる。行政の会議
のなかには2分の1以上という規則のところもあるが、ギリギリの人数と
いうことはなく、3分の2近くの出席はされている。成立要件を高くし過
ぎて突発的な事由で流会となることにないようにすることも一つの方法
である。

会議の日程が決り、その後、欠席することになった場合は、事務局に連絡
することになるのか。

「事務局」

欠席するときは、会則案にあるように事前に連絡をいただきたい。

会が成立しない場合は、委員長に報告し承諾を受けた後、会員全員に連絡
を取るようにする。

【協議結果】

2分の1の出席にはなっているが、ギリギリでの会議の成立は想定してい
なくてもよいものと考えられる、改めて修正する必要もない。

但し書きもいかして、運営の中で配慮し、意見の集約に関しても、できる
だけ多数の出席になかで、多数の意見で決めていくという原則で進めてい
く。

他の事項には質問はなく、原案どおりで採択

(3) 今後の進め方について

事務局からの説明後、協議に移る。

「意見」

- ・住民による条例づくりということであり、地域性についても考慮する
必要がある。各地域での条件の違い、生活様式の違いなども含め、こ
の条例は成り立っていくので、区長会との協議をしながら進めてい
く、区長会の意見も大事にしていくべきであり、区長に地域の意見を
集約してもらうことも必要である。
- ・委員会設置要綱の目的にも書いてあるように、総合振興計画の基本構

想における住民協働のまちづくりを実現するために、住民、議会、町長という地方自治の担い手が、それぞれの役割を担いながら、互いに協働していき目的を達成していくということである。しかし、その前提となる自治の担い手が減少しているという現実がある。

私の住む地域では高齢化率が高く、特に問題なのは、20歳代から40歳代のいわゆる青壮年が不足していることである。自治していくにも担い手がない状況である。このことは私の地域だけではなく、本町の80%にあたる中山間地域では同様の問題と考えられる。

なぜこのような状況を迎えたかということも念頭において、自治基本条例を策定しなければならない。

- ・ 深刻な地域の実態の報告だったと思う、30%を高齢者が占めた地域は

自治の能力が無くなっていくということは大野先生が発表している。限界集落に準じる場所は多く、山間部では集落そのものが維持できない状況のところもある。

それをどう打開していくかということは、総合振興計画の話があったが、ここでの議論としては、そのような意見をどう反映させていくのか、まちづくりのなかで反映させていくための仕組みづくりをどうするのか、この条例をつくっていく根底にあると思われる。

自治基本条例は、いわゆる四万十町の憲法みたいなもので、どうゆう手段で意見が反映されて、それが町制に活かされていく仕組みをどうつくっていくのか。今の意見を今後の議論なかで活かしていきたい。

- ・ 自治の基本条例となると 住民、議会、執行機関がそれぞれの役割と任務をもって運営していく、そのことは地方自治法で決められている。

それを更に具体化して、その地域で進めていく場合、特にここで強調されているのは、協働によるまちづくりということだが、それを条例に盛り込んでいくだけでいいのか。もう少し全体として条例のイメージを示してもらいたい。

参画、協働を重視した条例をつくりあげるのではないと思う、住民の役割、議会の役割、執行機関の役割をどうしていくのか。自らの地域を自らが治めていくにはどういう仕組みが必要となるのか。ということを具体的に示してもらわないと議論が進みにくいと思われる。

- ・ 地方自治法という法律があり、基本条例もこの法律に従ったものでなくてはならない。町の条例として具体的に論議していくために、自治法の規定にも則した、町の一定の考え方を提案されたい。

「事務局」

地方自治法を逸脱したことを規定することはできない。

住民自治、団体自治そのものをどう進めていくのかという、ルール中のルールを創るということである。

町の最高の計画として位置づけられる総合振興計画において、自治基本条例の制定が示されているが、その前段として合併協議会で、地域自治区の議論があった。

地域自治区は、狭域内での予算配分、執行権限など、新たな制度に取り組むものであり、今の議会制民主主義のなかで、その論議を進めるためには、現状の条例を統制するものが必要とされることから自治基本条例についても総合振興計画に示されている。

この新たなルールを広く住民の意見を聞きながらつくっていききたいとの思いから、この会議を開くこととなった。

今の段階では、あまり具体的な話をするイメージが定着し、思考を固定化する恐れがあるとの思いがあったため、資料は控えていた。

次回、議論を進めていただきながら、課題整理をしたうえで、町の考え方が求められるようなら対応していきたい。

- ・現時点の議論では、まとめの方向に行きにくい、ひとつの雛形を出してもらう必要がある。本日のところは互いの意見交換で終了したほうが良い。
- ・漠然としたイメージはあるが、本日の議事録を見て、次回の会には具体的な例を出してもらいたい。そうしていかないと議論が進まないと思われる。

パブリックコメントを具体的にどうやっていくのか。

「事務局」

素案の段階のものを広報、ケーブルテレビ、町ホームページなどで公表し、意見を求めていきたいと考えている。

情報の発信はわかるが、意見の集約をどうするのか

「事務局」

素案の段階である。具体的なところまでは決っていない。そのことについても議論願いたい。

パブリックコメントの目的は、住民の意見を広く聞くことであり、住民意見を反映する制度として、3月に議員協議会に骨格を示しているところであり、今後は議会の総務委員会で議論してもらえと思う。意見公募制度を6月の定例会には提案していきたいと思っている。

今は、町としての制度は無いので今の段階では、委員会としてどのようなかたちで広く意見を求めるのか、例えば、公聴会を開くとか、区長会、議会等との意見交換会を設けるとかを(案)に表している。そ

の後、それに対する委員会としての考え方も返していかなければならないと思う。そのときは、広報、ケーブルテレビ等を使い多様な方法で返していくことになると思う。決った意見公募制度があるわけではないので、この委員会のなかで議論していただきたい。

ここに示された計画案により、1月の制定に向けて取り組んでいくのか。

「事務局」

議論には時間が必要であり、ここで示しているのは原案作成の過程をイメージしてもらうためのもの。

急がせるつもりはない、自治基本条例は議論をつくしていただくことが大切であり、このイメージを持ちながら、議論をつくしてもらうためには時間が必要であり、その進捗により原案制定時期が伸びていくこともあろうかと思われる。

【協議結果】

本日初めて、行政側から今後の進め方の案が示されたが、なかなか意見が出にくい。次回の会に向けて委員個々が検討していただき、次回で具体的な議論を行う。

少なくとも大まかなスケジュールを固めておく必要があり、そうしておかないと作業を進めるうえで支障をきたすことになる。

1段階～5段階で作り上げていくという考え方について提案があったということで、議論は継続する。

意見交換等

- ・ 時間もとってもらいたい。それから、窪川地区だけではなく、大正、十和地区でも会の開催をおこなってもらいたい。
- ・ この会議の時間設定はどうなっているのか。会議時間の設定をお願いする。
- ・ 人間は集中力に限度があるので、2時間を限度に設定してほしい。

この会議は、夜間の設定になるのか。

「事務局」

お勤めの方もいるので、今回設定させていただいたような時間帯としたい。

次回の検討委員会の開催は

「事務局」次回は4月に設定していただきたい。4月中で出席しやすい日の設定をお願いしたい。

開催ペースとしては月1回なのか。

「事務局」議題によっては短時間で詰めていきたい場合も出てくる、その場合は月2回、3回ということもある。

いつごろか、町の考えは。

「事務局」

4月の20日の週での設定をイメージしている。

- ・委員の意見、都合を聞いた後、「勤められている方もいるようなので、週末の金曜日が良いのではないか」との意見を踏まえ、次回開催は、4月24日に決定。
- ・開催場所は、他の地区での開催を希望する意見もあり、大正総合支所会議室に決定する。

【協議結果】

第2回検討委員会の日程

日時：平成21年4月24日（金）午後6時30分～8時30分

場所：大正総合支所 大会議室

イメージの把握にとまどっているような意見も出ていたので、次回の回までに、本日の議事録と高知市の条例を用意していただくことを提案したい。

「事務局」

準備もできるし、高知市の制定した過程とか、考え方を30分程度の講演を行なうような段取りもできようかと思う。

事前に本日の議事録と高知市の条例の全文を送らしていただく。

「町長」

議論のなかで、ひとつには自治基本条例のイメージがわからないということがあった。

町として、この検討委員会に条例案づくりを任せる格好で、ゼロから創り上げてほしいという依頼になってしまっているが、提案もされたように全国的に自治基本条例制定しているところもあるので、それを参考に、いかに四万十町にあった条例をつくっていくか検討するとい

う方法もあると思う。

次に、地域自治区の設定について、合併協議、あるいは総合振興計画に示しているが、住民の地域運営を行ううえでの担い手としての役割をどう明確化していくか、あるいは行政の責務と役割、議会も同じく、この三者がいかに連携したものにしていくかがポイントであり、加えて自治区の設定をどうしていくのかなどを念頭に検討いただきたい。

- ・ 一番条文が短いのが高知市、逆に長いのがニセコ町。2つの条例を対比することによって課題が見やすいのではないかと、2つ送付していただきたい。
- ・ 2つを対比することもいいと思うが、それなら全部見た方が良くということになる。叩き台にするのであれば、一つ何か基本にすればよい。人の物を見て付け加えるのではなく、この町に住む者のためにつくる方がよいので、基本は一つあって、それを広げていくほうが良い。

【協議結果】

資料としては皆さんが議論しやすい資料を提供していただくことを事務局にお願いします。

地方自治法には自治の基本原則が定められている。それも示してもらいたい。そうすれば、地域の特性を活かした基本条例に盛り込むべき内容が具体的に出ていくと思うので。できればその方向で資料も提供してもらいたい。

閉会